



Title	南多摩三市の緑化条例と環境権-八王子市、日野市、多摩市について-
Author(s)	中原, 精一
Citation	明治大学社会科学研究所紀要, 29(2): 389-397
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/10456">http://hdl.handle.net/10291/10456</a>
Rights	
Issue Date	1991-03-25
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

## 南多摩三市の緑化条例と環境権

——八王子市，日野市，多摩市について——

中原 精 一☆

Regulations of the Tree-Planting of Three Cities in South Tama Area  
——Hachiōji, Hino and Tama——, and the Environmental Right

Seiichi Nakahara

### はしがき

昨年一年間、管見ではあったが、八王子市の緑化行政をモデルとして、地方自治体が環境問題について果す役割の重要性を覗い知ることができた。本稿はさらに日野市、多摩市という八王子市に隣接し、密接な関係を有する二市と合せて、南多摩地区の緑化行政についてのまとめをすることとした。

ところで、このような地方自治体の環境問題への取り組みの前提には、国の環境行政の明確な方向、展望というものがなければならない。それはさらに、今日的には世界的規模での環境への取り組みまで視野に入れなければ、真の環境問題の解決にはならなくなっていることも、考慮に入れる必要がある。そこで、本稿では少し大げさではあるが、最近の世界的規模での環境問題の動向と、わが国の環境行政の姿勢について、まず簡単な展望を試み、しかるのちに、地方自治体の役割とくに緑化問題への全国的な取り組み方が、条例にどのようにあらわれているかを分析し、そして、最後に南多摩三市、とりわけ八王子市の緑化条例と、その運用を中心に考察をすすめることにする。

### I 環境問題に関する最近の情勢

#### (1) 地球規模の環境問題

最近の化学工業の発達、人類に新しい物質的な豊かさをもたらしている反面、工業製品の生産過程でつくられる排気ガス、工業用汚水が、空気、川及び海を汚染したり、製品自体も地球規模での環境破壊を起しつつある。例えば、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、砂漠化、熱帯林の減少そして工業製品の廃棄物による公害など、大規模な環境悪化が急速に進行しつつある。これらの環境諸問題にできるかぎり世界的な規模で協力的解決を計ろうとする動きが活発化し、本年度で国連及び国連協力機関によって国際会議が相ついで開催されることになった<sup>(1)</sup>。

私自身はアフリカ諸国の憲法史の研究を続けており、時々アフリカへ出かけていくけれども、生活

☆本学短期大学教授

環境にもっとも重要な役割を果たすのは緑深い樹林の多い環境であることを痛感している。わが国では四季があり、緑多い国であるから、このような環境の保全には、つい無関心になり勝ちである。たとえば、いくらブームとはいえ、造成中や計画中のものを含めて全国にゴルフ場が2000ヶ所以上も存在し、その総面積は22万ヘクタールを超え、ほぼ東京都全域に匹敵するというのは、まさに異常といわなければならない<sup>(2)</sup>。このゴルフ場が森林地帯を破壊し、鳥獣の生態系をこわし、芝生の保存のために使用される農薬が、地下水を汚染して、それがさらに森林をいためつける状況は、許し難い環境の破壊であると考えている。

## (2) わが国の環境問題への取り組み

わが国の環境問題への取り組みは、まず国際的視野からと国内的視野からとに分けて考察される。国際的視野からは、前項で述べた国際的な環境問題に関する国際会議に積極的に参加して、日本の立場を主張したり、他の国に及ぼしてきている環境破壊への責任を十分考慮にいたれた行動を示すことである。特に熱帯地方における森林破壊は国際的にも非難されているところである。

このようなところから、わが国でも「地球環境保全に関する東京会議」を開催して、環境保全に取り組むことにした<sup>(3)</sup>。この東京会議は、9月11日から13日まで3日間、23カ国の専門家ら60余人が参加して、日本政府と国連環境計画（UNEP）共催で開かれた。ここで討議された課題は、酸性雨などによる破壊状況に対する現状認識と、今後の対応の検討などが論議された<sup>(4)</sup>。

しかし、このような取り組みにもかかわらず、政治レベルでは地球規模の環境問題は、「遠い国の話<sup>(5)</sup>」であって、国内問題にはなかなか結びつかない。むしろ、国内では環境整備よりも、リゾート開発、先に述べたゴルフ場建設など環境破壊の状況が進んでおり、地球規模の環境政策が政治の日程に上る機会は期待できないのが現状である。それでも政府は平成2年度においては、第4回自然環境保全基礎調査の3年度目として、いくつかの環境調査を実施する。

このほか自然環境保全地域等の指定、自然保護思想の普及及び自然教育の推進、国民参加による自然保護の取り組みなど、国民の自然保護に対する啓発活動なども総合的に推進充実を計っている<sup>(6)</sup>。

また、自然環境保全にとって重要な具体策の例として、自然公園の保全、指定の見直し、野生生物の保護、森林の保全、都市における自然環境等の保全など、開発などによる破壊から保護するだけでなく、既存の自然環境を一段と充実させることの施策についてもその推進を図ることとしている<sup>(7)</sup>。

これらのうち、本稿で重要なのは、都市における自然環境の保全、わけても緑化行政推進の問題であって、これは国、地方自治体が一体となって推進しなければ、その成果はほとんど期待できないのである。特に自然保護緑化行政の最先端に位置している地方自治体——ここでは特に都市自治体——の果たす役割がきわめて大きいといわなければならないのである。

そこで次節に、本稿の南多摩三市の問題をみる前に、東京都及びその周辺都市をふくめて、地方自治体の緑化問題への取り組みについて概観する。

## II 地方自治体の緑化問題への取り組み

### (1) 環境白書(平成2年)にみる緑化行政の方向

国による都市における緑化行政に必要な法律は、自然公園法、都市計画法、首都圏近郊緑地保全法、都市緑地保全法、生産緑地法など、さまざまな法律が改正されたり、新たに立法化されたりしてきた。そして、これら法律によって都市における宅地開発などからの緑地破壊を守り、都市環境の悪化を防止する努力がはらわれてきた。

しかし、きめの細かな緑地行政ということになれば、地域的な特性を考慮に入れながら、各地方自治体がこれを実践しなければ、実効性は望めないのである。国はこのような地方自治体が活動しやすい土壌をつくりあげる基本方針を、できる限り具体的かつ合理的に示す義務があるといわなければならない。

このための政府の方針として創出されたのが、「緑のマスタープラン」構想である<sup>(8)</sup>。建設省は、これを「緑のマスタープラン策定要綱」としてまとめ、昭和52年4月1日に都市局長より各都道府県知事宛にだした通達「緑のマスタープラン策定の推進について」に別紙として添付した。

平成2年版環境白書各論編によると、緑のマスタープランに基いて、緑地保全地区の指定を積極的に進めるとともに、近郊緑地特別保全地区を除いた緑地保全地区については、国費5億1000万円(事業費15億3,000万円)で、土地の買入れを行う、などとなっている<sup>(9)</sup>。さらに、緑化推進運動への取り組みも、国の施策として実践していかなければならない。それには、白書によると8項目にわたる推進計画がつけられている<sup>(10)</sup>。

### (2) 地方自治体の緑化条例の傾向

緑の破壊は全国的都市化が進むなかで、都市内部の緑化保全と都市近郊の緑破壊からの防衛という二側面から、多くの都市が緑に関する条例を制定するようになった。

これらを見ると、①生け垣条例、樹木あっせんなどの緑化推進のための条例(昭和52年9月静岡市、昭和51年4月甲府市、昭和51年11月の緑の銀行開始など)、②開発をすすめようとする企業との間で、都市緑地保全法に基いて、生け垣などの緑化保全を義務づける緑化協定を内容とする条例(昭和50年6月福岡市、昭和49年12月川崎市など)、③都市緑化宣言とか、緑化および花いっぱい推進条例のように、緑化の啓発運動を目的とした条例(昭和49年9月室蘭市、昭和52年9月東海市などもっとも多いケース)、④都市緑化における住民参加をねらった条例、たとえば「花と緑の日」として緑化美化市民運動を展開するような例(昭和51年4月柏崎市)、⑤緑化推進基金を設ける条例(のちに述べる多摩三市の緑の基金条例などその例である)。⑥緑化基準、計画の作成などに関する条例、たとえば、公共施設や住宅地などを緑地化するための基準をきめたり(昭和49年3月調布市)、緑化公園整備のための条例(昭和53年2月名古屋市)など、⑦森林公園などを設け、かつこれを保全するた

めの条例（昭和51年7月北条市の市民の森，昭和51年10月大分市の思い出の森，昭和50年4月千葉市の昭和の森などの例），⑧家庭の緑化を助成する条例，八王子市の条例にもこの内容がおりこまれている，⑨緑視量重点の「緑の基準」を策定する条例（昭和50年1月宮崎市），最近，武蔵野市が視野に入る緑の量の割合を25%にきめた。これは昭和61年の「みどりの保護と育成に関する条例」にもとづいて策定した「ハート・アンド・グリーン」基本計画に盛りこんだものである<sup>(11)</sup>。

そのほか，細かくみると全国の市町村が緑に関する条例を数多く制定している。その多くは市民運動の推進とか，啓発に関するものが多い。経済的な面から緑の保全，育成に関する条例となると，家庭の生け垣づくりの援助とか，苗づくりなど，市民的生活環境への助成にとどまり，企業の大規模な開発が緑を破壊する状況に歯止めをかける施策を条例化したものは，きわめて少ない。濫開発を防止するために，緑化指定地の買上げを目的とした条例を制定しても，最近の地価高騰の前には，その実効性は少ないのが現状である。

### Ⅲ 南多摩三市の緑化条例と行政——八王子市，日野市，多摩市——

#### （1）多摩地区の緑化行政の基本

多摩地方は全体が丘陵地帯であり，元来は雑木林の緑地帯である。それが，東京の近郊であるという宿命から，都区市開発によって早くから緑の世界を失ってきた。特に経済成長期に入ってから多摩地区の開発は著しく，現在すでに20を数える小都市群がひしめきあい，人口増加の速度は衰えるところがない。このような緑の破壊が広範囲に行われてきた地域，極端な例では多摩ニュータウン計画で30万都市をつくるために，広範囲な原野にきわめて限られた自然林を残すのみで，高層住宅が建設され，典型的な東京のベットタウンが出現した。この多摩ニュータウンは八王子市南部，町田市もまきこんで現在も膨張を続けており，いってみれば緑に対する犯罪都市ともいえる都市である。この多摩市に隣接して，町田市，八王子市，日野市などがあって，この四市が多摩地方の南多摩地区都市群を形成している。今回研究の対象としたのは，町田市を除いた八王子市，多摩市，日野市の緑化条例の内容とその運用についてである。町田市については，今回は資料不足もあり，後日を期して，これを除いた。

ところで，この三市は相互に環境問題について関係しているところがある。八王子と市日野市とは多摩川，浅川の利用の関係で，下水処理などの問題がある。八王子市と多摩市とは，多摩ニュータウン開発で，八王子市南部丘陵地帯が多摩市と隣接し，緑化問題について，両者に大きな影響がある。

このような多摩各市の緑に関する基本的な計画基準となるのは，先に述べた国の緑化政策の一環として提言された「緑のマスタープラン」と，この提言にもとづいてだされた建設省の「緑のマスタープラン策定要綱」，そしてさらに，この要綱をもとにして，東京都の多摩地区20市の総合的な緑のマスタープラン策定であった。

東京都は昭和54年に「緑のマスタープラン原案の策定について」という依頼を各市に出し，それら

をうけた各市の緑地政策の具体的な数値及び図面が提出され、これら各市の原案をもとに昭和55年に「東京都市計画緑のマスタープラン計画書」が作成された。東京都は建設省との協議を経て、昭和56年12月1日に「八王子市ほか19都市計画区域における緑のマスタープラン計画書（多摩地域の総括計画書）」を作成、あわせて「東京都緑のマスタープラン——その課題と経緯——」という報告書を添えて、各市長宛に送付した<sup>(12)</sup>。

こうして、多摩地区の基本的な緑化行政の方向づけが確定したのであるが、これに加えて、従来からの各市で実践してきた緑化行政に関連する各種条例、さらに新たに設けた条例にもとづいて、三市の緑化行政は推進されてきたことになる。

## （２） 八王子市の緑化条例と運用

八王子市では、昭和48年に「緑のマスタープラン」が提言されたころ、環境問題に関係する条例としては、八王子市環境保全条例、八王子市環境保全条例施行規則及び八王子市清掃条例などがあった。もちろん、環境保全条例はその第一条に緑の保全、育成及び生活環境の改善について、市長と市民が一体となって八王子市の自然環境を保護することを目的とすると、緑化行政の基本を定めている。

しかし、50年代に入ると東京近郊は、工業地帯化やベッドタウン化して、多摩の丘陵地帯の緑地帯は急速に減少していった。八王子市の場合も例外ではなく、とくに多摩市ニュータウンの建設により、これに隣接する南丘陵地帯に開発の波が押し寄せ、住宅群が急増しはじめた。一方で大学誘置、ゴルフ場建設、高尾山麓に影響する圏央道問題など、緑化行政にとってきびしい状況が生れるようになってきた。このような状況に対して、八王子市では、昭和61年に前出の八王子市環境保全条例を全面改正し、この条例の緑地保全、育成に関する部分を抽出して、新たに緑化条例を制定した。これが八王子市が最初に本格的に緑化行政に取り組む姿勢を示した条例ということになる。この緑化条例にあわせて、3月31日には八王子市緑化基金条例が制定されている。この種の基金条例は、すでに全国でもいくつもの地方自治体で制定されていた。隣接する日野市でも、のちに紹介するように昭和58年に日野市環境緑化基金条例が定められ、10億円を目標として、この年3億円を基礎基金としている。また、多摩市でも昭和61年に多摩市緑化基金条例が定められ、当初1億円が積立てられた。

八王子市の緑化関係条例の制定は、全国規模からすれば、後発組に入るのであるが、いずれにしても、緑化条例や緑化基金条例の制定によって、本格的な緑化行政が始動することになったのである。これに加えて、八王子市では都の要請によって緑のマスタープラン計画書の作成があったわけで、これは昭和55年11月に「東京都市計画緑のマスタープラン計画書」に他の都市の分と一緒にまとめられた。

このような二つの大きな流れ——緑化条例の制定と「緑のマスタープランの計画書」の作成——をつくりあげた背景乃至は源流というべきものには、昭和48年の「市民の緑に対する意見調査報告書」及び昭和44年以来ほとんど毎年環境などに関する市政調査の中の緑化行政に関するアンケートの回答をあげることができる<sup>(13)</sup>。

そして、さらに八王子市では昭和62年3月に「八王子市都市整備基本計画書」を作成した。この計画書には副題として「緑豊かな自立都市を目指して」がつけられている。つまり、環境整備の主役が緑の問題にあるという姿勢を示したものであった。そして、この計画書の冒頭には、都市整備の基本理念が述べられているが、そこで都市発展の基礎としての豊かな緑地環境の形成と題して、八王子市の緑地環境について、つぎのように述べている。「過去四半世紀の八王子市の成長は、主として周辺丘陵地域での住宅開発や大学等の施設立地に負うところが大きく、その結果大幅な緑地の後退を余儀なくされてきたが、これから21世紀にかけて都市開発に向けては、今なお広大な地域を覆っている森林を大切に守り、緑と都市とが調和・共存する豊かな環境を形成し、これを生活環境向上や産業・文化の成立の基礎として有効に活かすことを目標とする」とこれまでの緑の破壊を反省しながら、環境保全のための緑の防衛を宣言している。

このようにして、八王子市では緑化行政の法制上、実施計画上のお膳立てを整えてきたのであるが、このような体制が整ったにもかかわらず、昨年までどこの市町村でも行っている家庭の生け垣補修の助成とか苗の即売とか緑化啓発行事などのほかに、緑化保全のための大規模な事業については、これといった進展はなかったといってよい。それは緑化条例をはじめマスタープランが実施にうつされるための、大前提としての市行政機構の中で、緑化行政推進に必要な、抜本的改組が必要とされていたにもかかわらず、行革のあおりで市当局の組織や人員配置のやりくりがつかなくなかったところにあった。

しかし、これも今年に入って7月に市行政機構の大規模な改正が行われ、新設された部レベルの中に緑の保全、都市計画、総合交通対策に対応するため都市計画管理室が設けられた。このような改革に先だって、平成元年月に、前に出された緑のマスタープラン基本計画の改訂版として「八王子21プラン——みどり豊かな自立都市をめざして——基本構想・基本計画」が出版された。しかし、これを読むと前の計画書と同様に副タイトルに「みどり」の文字が使われているけれども、内容的には緑地の保全、活用、創造という章が第3編の末尾にわずか3頁にとりあげられているにすぎない。市の行政機構改革の中での緑行政担当部署の位置づけをふくめて、緑化行政は市長の当初のかけ声ほどには発展していないのが現状のようである<sup>(14)</sup>。

### (3) 日野市の緑化条例と運用

日野市は昭和37年に市政が布かれた、比較的新しい都市で、人口約15万人、面積2700hの典型的な東京郊外の衛星都市群の一つである。多摩動物公園を加えているが、この市でも年々緑の部分が住宅と道路網によって減少している。同市の緑化行政の要となる条例は、わりと早くからいくつかの緑化条例として制定されている。昭和47年7月1日「日野しみどりの保護育成に関する要綱」、日野しみどりの保護育成に関する補助金交付要綱、昭和50年12月27日の「日野市緑化推進に関する条例」、昭和58年4月1日「日野市環境緑化基金条例」などがある。同市でも都の「緑のマスタープラン計画」に沿った計画のほかにこのように早くから緑化行政推進のための条例を制定して、実践してきた。これらは、八王子の場合にくらべて、早い時期に制定されている。八王子は行政区が大きいということ、

少なくとも昭和50年代は比較的緑が多くしかも市の体質が古いために、緑化行政への始動が日野市にくらべておそい。日野市は早くからベッドタウン化としての宿命をもっていたので、市当局だけでなく、先住の市民の間にも早くから緑の問題に関心もたれていた。その結果、日野市では昭和59年頃から市民ぐるみの緑化環境問題の取り組みかたについて検討がすすめられており、昭和62年に市政20周年を記念して、日野市環境緑化協会がつくられた。この協会は緑化増進のための、①普及啓発、②実践事業、③調査活動、④諸団体との交流と協力を基本項目としている。この協会は昨年1月に財団法人として、都からの認可を得た。財源は緑化基金からうけることとしている。自然保護、環境保全、緑化を目的とした公益法人は都内では初めてのケースであるという<sup>(15)</sup>。これも緑化基金条例の成果の一つといえるかもしれない。

#### (4) 多摩市の緑化条例と運用

多摩市の前身は多摩村で、昭和39年に町制が施行されたころになると、宅地造成がすすんで開発が活発化していた。昭和40年に多摩ニュータウンが計画決定され町域の半分以上が事業施行区域となった。昭和46年には多摩ニュータウンの入居が始まり、昭和48年には多摩市総合計画「前期基本計画」が策定された。さらに昭和56年に多摩市総合計画「基本構想・基本計画」を策定した。条例としては、昭和50年3月31日「多摩市緑化条例」、同年8月12日「多摩市緑化条例施行規則」があり、「緑化基金条例」は昭和61年に制定されているが、額については当初1億円であり、62年に5000万円上積みされた。

多摩市域は、昭和30年代はじめごろまでは集落が存在し、丘陵地は雑木林におおわれていた。それをわが国最大の造成住宅団地である多摩ニュータウン（総面積3,020ヘクタール、計画居住人口31万3000人、昭和56年12月現在）に大変貌させてしまったのである。したがって、多摩市ほどきわめて短期間に市全体が緑を破壊しながら、環境変化をきたした市は少いのではないかと思う。八王子市にしろ、日野市にしろ、かつて中核となる古い伝統的なまちなみと、そこに住む原住民がおり、開発の波に洗われながら徐々に居住区が拡大すると同時に、緑地帯が減少したところでは、第一には緑地帯の部分を減少させないように保全する努力と同時に、緑地帯が消滅した部分の回復努力に条例とその運用は機能することになる<sup>(16)</sup>。しかし、多摩市のような場合は、緑地帯が消滅した部分の回復努力のみに条例の運用は機能する。

昭和48年に多摩市ではニュータウンの計画の見直しをはかられ、住宅も量より質に転換した<sup>(17)</sup>。このときの計画修正案では、緑とオープンスペースは住区面積の30%以上確保すること（公園緑地の比率は11.3%）となった。しかしこれはあくまでも既存の緑地を残すのではなく、新しく住宅を建設する際に確保する新たな緑地なのである。昭和51年頃の市議会の論議のなかでも、自然の緑の問題もでてくるが、同じ頃の公団のアンケート調査では保存自然緑地はあまり評価されていないという。その理由は保存自然緑地が余りにも小さく、部分的に残されているので、結果、保存自然緑地が持つ豊かさが、評価に結びつかなかったと考えられている<sup>(17)</sup>。

多摩市に特有な緑行政の一つに緑道がある。人工的に市全体がつくられたまちであるために、樹木を新しく植えて、緑地帯の再生をはかって緑地環境を増加させる必要がある。その方法の一環として実施されたのが、沿線に樹木を植えた緑道をつくったということであるが、実際には住民の生活環境にはなじんでいないようである。

## むすび

「都市は、人間文明の母胎であると同時に、またその所産でもあった」<sup>(19)</sup>。その都市が、21世紀に入ろうとする現在、その魅力を失いつつある。世界的な人口爆発による、人々の都市流入は、都市の活力を増加させることになったが、同時にさまざまな弊害を生みだしたのである。それらの弊害の一つに緑地帯の破壊がある。都市は人口が膨張すれば、当然居住地の開発を推進せざるを得なくなる。そのために住宅の高層化をはかったり、郊外に居住地を拡大することになる。本稿でとりあげた多摩市などは典型的な緑破壊後に建設された都市であった。

このような都市の弊害を阻止、防衛のためには、もちろん国の施策の中で、緑化行政の適正な方向が示され、それが実現されることである。しかし、環境の問題はきわめて地方的な性格をもっている部分が多いのである。したがって緑化行政には、地方自治体の果す役割がきわめて大きい。

本研究は、そのような意識にたって、一昨年から、主として八王子市の緑化条例とその運用の実態を検討しながら、南多摩地区三市の現状を調査した成果である。八王子市の詳細な報告については明治大学社研紀要に掲載された「環境権と地方自治の役割——八王子市の緑化行政をモデルとして——」(27巻2号p.71~87)を参照していただきたい。

さて、この一年間のこれら地方自治体の緑化条例とその運用を観察してみると、市街地に対する整備の現状とくらべて、緑地政策は必ずしも発展しているとは思えない。その一つの理由はなお都市流入入口の増加のために居住地の膨張が止まないことである。いま一つはこれに関連して地価高騰が止まないことである。地方自治体が緑地保護のために土地購入に努力しようとしても、財政的にはほとんど実現不可能な場合が殆どであって、それらの土地がみすみす企業の宅地開発によって緑を消滅させる現実があるということである。地方自治体の緑化条例をお題目条例にしないことは、この現実をみるとなかなか困難なことである。

## 注

(1) 今年度の会議として、カナダ政府主催地球環境会議“GLOBE '90”(3月、バンクーバー)、OECD環境委員会20周年記念シンポジウム(4月、パリ)、環境開発国連会議第1回準備会議(6月、ナイロビ)、ESCAP環境相会議(10月、タイ)、地球環境問題に関する国際議会人会議(5月、ワシントン)、第1回日欧環境会議(9月、ブルージュ)

(2) 朝日新聞、平成元年12月20日、緑の侵略——生態壊すゴルフ場

(3) 次の分野で取り組むとしている。

(1) 地球環境保全のための条約等の国際的枠組みづくりへの積極参加、(2) 広域的な大気、海洋、生態系

- 等の観測及び人工衛星による全地球的な環境監視，国際共同研究の促進等の調査研究及び観測，監視の推進，(3) 代替エネルギーの利用等の地球環境保全に関する技術の開発，普及，(4) 開発途上国への環境分野の政府開発援助の拡充等の積極的貢献と環境配慮の強化，(5) 省資源，省エネルギー等の地球環境への負荷がより少ない方法で経済社会活動を営む努力。
- (4) 会議の成果としては，もっとも緊急な「持続的な環境を維持できるような開発の規制」については，論議が素通りし，具体的な各論は熟さなかったという批判もあった。朝日新聞，平成1年9月16日——東京会議を開いて——石弘之。
- (5) 宮本憲一「後退著しい日本の環境政策——第1回日欧環境会議に参加して——」  
朝日新聞，平成2年9月11日（夕刊）。
- (6) 環境白書（平成2年版）各論，環境庁編，302-3頁
- (7) 同白書，303-312頁
- (8) このプランは，昭和47年に建設大臣の諮問機関である都市計画中央審議会が答申した「都市における公園緑地等の計画的整備を推進するための方策に関する第2次答申」の中で提言されたものである。
- (9) 前掲白書311頁。もっとも最近の地価高騰のため，実効性はうたがわしい。
- (10) 同白書316-317頁
- (11) 総合研究開発機構編「地域問題辞典」1983年版，学陽書房，284頁以下。
- (12) 都知事から八王子市長宛の通知書には，「この緑のマスタープランは，今後の公園，緑地等の計画指針として活用するものであります」と述べられている。
- (13) 八王子市では昭和61年まで18回市政世論調査を行っているが，緑化問題でもっとも充実しているのは，昭和61年の第18回調査であった。
- (14) 「八王子市プラン——みどり豊かな自立都市をめざして——基本構想，基本計画」平成元年4月，八王子市。
- (15) 朝日新聞，平成1年1月25日
- (16) ロブソンの批判。小林茂ほか「都市化と居住環境の変容」早稲田大学出版部，1987年版，139頁
- (17) 前掲書38頁
- (18) 同書158頁
- (19) 小林直樹「都市づくりと人権」ジュリスト増刊総合特集，現代都市と自治，1975年4月，有斐閣，12頁。

（なかはら せいいち）